船舶の再資源化計画の要目

船舶の再資源化計画の識別番号／確認番号……

注釈　条約附属書第９規則に定める船舶の再資源化計画は、再資源化の準備の完了に関する国際証書の不可欠な一部であり、当該国際証書に常に添付しなければならない。

この証書は、次のことを証明する。

１　この船舶が、条約附属書第10規則の規定により検査されたこと。

２　この船舶が、条約附属書第５規則の規定に従い、有効な有害物質の目録を備えていること。

３　条約附属書第９規則に定める船舶の再資源化計画が、条約附属書第５規則４に定める有害物質の目録に含まれる情報を適切に反映していること並びに立入り安全区域及び熱間作業安全区域の条件の設定、維持及び監視に関する情報を含んでいること。

４　この船舶が再資源化される船舶の再資源化施設が、条約に従い、有効な許可証を備えていること。

この証書は、……（日付）（日／月／西暦年）まで効力を有する。

……（証書の発給の場所）において発給した。

（日／月／西暦年）……（発給の日）　……（証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、当局の印章）

第14規則５の規定を適用する場合における船舶の再資源化施設の港に到着するまでの猶予期間について証書の有効期間を延長するための裏書(注)

この証書は、条約附属書第14規則５の規定により、……港から……港までの単一の航海の間、効力を有する。

署名……（正当に権限を与えられた職員の署名）

場所……

日付（日／月／西暦年）……

（必要に応じて、当局の印章）

注　この裏書のページは、主管庁が必要と認めるときは複製され、証書に添付される。

付録五　船舶の再資源化施設に係る許可証の様式

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約の要件に従って
船舶の再資源化を行うための許可証（ＤＡＳＲ）

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約（以下「条約」という。）に基づき、……（国の名称）政府の権限の下に、……（条約上の権限のある当局の正式名称）が発給する。

船舶の再資源化施設の名称	
再資源化会社の識別番号	
船舶の再資源化施設の住所	
主要な連絡担当者	
電話番号	
電子メールアドレス	
所有会社の名称、住所及び連絡先	
常用語	

この許可証は、この船舶の再資源化施設が、条約附属書第３章及び第４章の規定に従い、管理体制、管理手続及び管理技法を実施したことを確認する。

この許可証は、……まで効力を有するものとし、添付の追補に定める制限に従う。

この許可証は、条約附属書第16規則の規定により、変更、停止、取消し又は定期的な更新の対象となる。

……（許可証の発給の場所）において発給した。

（日／月／西暦年）……（発給の日）　……（許可証の発給について正当に権限を与えられた職員の署名）

……（許可証の発給について正当に権限を与えられた職員の氏名及び肩書（印字によるもの））

（必要に応じて、当局の印章）

2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再資源化のための香港国際条約に従って
船舶の再資源化を行うための許可証（ＤＡＳＲ）の追補

注釈

１　この記録は、ＤＡＳＲに常に添付しておく。ＤＡＳＲは、いかなる時も船舶の再資源化施設内に備えておく。

２　船舶の再資源化施設によって作成される全ての手続、計画その他の文書であって、ＤＡＳＲの発給条件により要求されるものは、船舶の再資源化施設の常用語及び英語、フランス語又はスペイン語のいずれかの言語によって利用可能とする。

３　許可は、この追補に定める制限に従う。

１　一般条件

1.1　条約の要件

この船舶の再資源化施設は、条約に従って安全かつ環境上適正な方法により設計され、建設され、運営されるという要件を満たしている（条約附属書の次の規則に定める関係要件を満たしていることを含む。）。

第16規則　船舶の再資源化施設に係る許可
第17規則　一般要件
第18規則　船舶の再資源化施設に係る計画
第19規則　人の健康及び環境に対する悪影響の防止
第20規則　有害物質の安全かつ環境上適正な管理
第21規則　緊急事態に係る準備及び対応
第22規則　労働者の安全及び訓練
第23規則　事故、災害、職業上の疾病及び慢性の影響についての報告
第24規則　最初の通報及び報告の要件
第25規則　完了時の報告

これらの要件については、……（承認、免許、許可、法的基準その他の適用される制度を特定すること。）により、この船舶の再資源化施設に対して課される。

船舶の再資源化施設に係る計画の識別番号／確認番号……